

意見募集及び区民説明会の実施結果について

1 意見募集の実施概要

(1) 実施期間

令和2年12月1日（火）～12月22日（火）

(2) 実施方法

「こうとう区報」（12月1日号）及び区ホームページに掲載し、以下の施設等に「素案」を配置し、閲覧に供した。

障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、保健所、保健相談所、出張所、図書館、障害者施設（公設・民設）

(3) 寄せられたご意見

12名（16件）

2 区民説明会の実施概要

(1) 開催実績

	開催日時	会場	参加者数
第1回	12/9（水）14:00～15:30	豊洲文化センター 7階 レクホール	4名
第2回	12/11（金）19:00～20:30	江東区文化センター 5階 第6～8会議室	5名
第3回	12/15（火）14:00～15:30	砂町区民館 3階 タウンホール	7名
第4回	12/17（木）14:00～15:30	総合区民センター 7階 第4・5会議室	9名
合計			25名

(2) 寄せられたご意見

16名（24件）

3 寄せられた意見要旨と区の見解

別紙のとおり

意見募集及び区民説明会で寄せられたご意見について

【1】障害福祉施策、計画全般について

ご意見等	区の見解
<p>1 障害による歩行弱者への施策について</p> <p>障害による歩行弱者に対し次の施策をお願いします。</p> <p>①民間建築物への手摺設置および入口階段段差の解消</p> <p>②建築物入口の磁器タイル及び石磨き仕上の雨濡れ転倒対策</p> <p>③公営バスの乗車口段差の解消（正着、ニーリング徹底、縁石常設）</p> <p>④集合住宅共用部分への手摺設置</p>	<p>①一定規模以上の建築等を行う場合は、「東京都福祉のまちづくり条例」又は「東京都建築物バリアフリー条例」により、傾斜路等への手摺設置及び出入口段差禁止を義務付けている。</p> <p>また、「江東区やさしいまちづくり施設整備助成」により、既存店舗等における手摺設置及び入口階段段差解消等の工事を行う場合、その経費の一部を助成している。</p> <p>②建築物を建築する際には、建築基準法及び建築基準関係規定（バリアフリー法等）に基づき、床を滑りにくい材料で仕上げるなど、必要な指導を行っている。</p> <p>③公営バスの乗車口段差の解消（正着、ニーリング徹底、縁石常設）について、都営バスを運行する東京都交通局へご要望を伝える。</p> <p>④区では、住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資制度を活用し、集合住宅共用部分のバリアフリー化を図る際、マンション共用部分リフォーム支援制度にてその融資に係る利子の一定割合の助成をしている。</p>
<p>2 タクシー券補助及び身障者手帳割引額拡大について</p> <p>指定難病とそれに伴う高次脳機能障害、心室細動の既往症があり、通院の際、体調が良好な時はバス、地下鉄を利用するが、概ね往復タクシーを利用している。</p> <p>①現在、タクシー券を年額43,800円交付されているが、月換算3,650円に「不足」と痛感しています。</p> <p>障害者手帳提示による割引は一割引に過ぎず、交通費は片道3,000円になり、一回分の交通費にもなりません</p> <p>②障害者手帳提示によるタクシーの割引は一割、割引につきまして拡大をご勘案いただくことを切に願います。</p>	<p>①個々の事情は様々であり、現在の金額では不十分と感じる方もいることは認識している。しかし、本区の福祉タクシー券の交付月額が3,650円で23区平均を上回っていることなどから、現時点で増額の予定はない。引き続き、他の地方公共団体の状況や社会経済情勢を注視し、必要に応じて対応を検討する。</p> <p>②障害者手帳提示によるタクシー料金の割引制度は、全国的なものとなっており、区独自で変更することは困難であるが、ご意見として承る。</p>

ご意見等	区の見解
<p>3 計画書の配布について</p> <p>保護者にも見ることができるよう、配布してほしい。</p>	<p>手に入りやすいよう、検討していく。</p>
<p>4 障害者支援センターの入浴サービスについて</p> <p>障害者支援センターの入浴サービスは付き添いがないと入れない。障害者が付き添いなく使えるところを増やしてほしい。設備も充実させてほしい。高齢者のふれあい入浴のようなサービスを障害者にも行ってほしい。</p>	<p>障害者福祉センターの入浴サービスは自宅での入浴が困難な人を対象としたもので、その中の一つとして自力入浴があるが、現状では付き添いなしでの入浴とすることは難しい。設備については、今後の大規模改修で改善を図っていく。ふれあい入浴は健康増進や高齢者同士の交流を目的としている。要望については、担当所管に申し伝える。</p>
<p>5 サービスのコーディネートについて</p> <p>窓口で意見を出しても、ぞんざいな扱いを受けていると感じる。手引きはもらっているが、受けられるサービスをコーディネートして提案するなど、障害者に寄り添ってほしい。</p>	<p>窓口対応については、できない場合は代替サービスを提案するなど、より丁寧に取り扱って対応するよう職員に徹底する。また、情報が伝わるよう改善に努めたい。</p>
<p>6 グループホームの見込量の考え方について</p> <p>地方のグループホームに入居している人も計画の数値に入っているのか。</p>	<p>入っている。</p>
<p>7 個別の直接的な支援が柔軟にできる仕組みを</p> <p>障害者が決められた制度や社会に合わせて仕事をし、自立することを目標にするのではなく、行政、事業者、医療者、支援者が元気な方が、資金面でも人材面でも弱い方の苦しみに柔軟に真摯に寄り添う、優しいところや配慮を求めます。</p>	<p>参考意見とする。</p>

【2】サービスの見込み量の確保策・質の向上について

ご意見等	区の見解
<p>1 介護事業所の指導監督について</p> <p>介護事業所が利用者本位ではなく、自立支援の趣旨を無視した高水準のサービスを強要するところが多い。事業所に対する指導監督をしっかりと行ってほしい。</p>	<p>利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的として、令和元年度より指導検査を実施している。今後も、適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を図っていく。</p>
<p>2 日中活動系サービス量の確保について</p> <p>臨海部にはほとんど事業所がない。家賃が高く、物件探しで苦労している。定員拡大ではなく、事業所が参入しやすくなるための手立てが必要ではないか。</p>	<p>生活介護では、R5年度開設の入所施設の併設以外にはないのが現状である。区有地の活用などあらゆる方策を検討していく。</p>
<p>3 サービス量の確保について</p> <p>生活介護、就労継続支援B型の見込み量がかかなり増えているが、確保の見込みはあるのか。特別支援学校の生徒が安心して卒業できるよう確保してもらいたい。</p>	<p>生活介護については、入所施設併設による増を加味している。区外も含め、確保できるよう方策を尽くしていく。</p>
<p>4 サービスの質の向上について</p> <p>P33の東京都が実施する研修の受講は区の職員か、事業所の職員か。 P50①訪問系サービスの「障害福祉の現場が魅力的で働きがいのある職場であることの周知・広報」とあるが、まず、質の向上が先ではないか。 ②日中活動系サービスは、事業参入と定員拡大で確保するのか。</p>	<p>東京都の研修は、区の職員が受けることを想定している。まず、知識を確実につけることが必要と考えている。 訪問系サービスの人材確保については区として何ができるのか、非常に難しいところがあり、最低限の取り組みとして記載した。今後区としてできることを考えていきたい。 日中活動系サービスについては、現在、入所施設の整備によるもの以外は、区が主導して開設することは考えていない。区立、民設とも定員を増やしていきたいと考えている。</p>
<p>5 日中活動系サービス確保策について</p> <p>日中活動系サービスの就労継続支援B型の見込量が増えている。新規参入、定員拡大の具体策はあるのか。特別支援学校の卒業生が選べるよう増やしてほしい。新型コロナで事業所は不安がある。区立施設で手本となるよう示してほしい。</p>	<p>新規参入、定員拡大については、これから検討していくところである。就労継続支援B型は民間事業所の開設相談がある。区として環境を整えたい。</p>

ご意見等	区の見解
<p>6 臨海部について</p> <p>臨海部は生活介護施設、ヘルパー事業所が少なく、区内で格差が生じている。事業者を増やすために、家賃補助などの対策をしてほしい。</p>	<p>区内に格差が生じていることは認識しているが、家賃補助を行うことは今のところ考えていない。解決策の一つとして、江東区の臨海部と同様の課題のある港区、中央区とで連携して対応できればと考えている。</p>

【3】自立生活援助について

ご意見等	区の見解
<p>1 自立生活援助の見込みについて</p> <p>5期では32年度目標値が7人だったが、6期では2人と少ない。地域移行するためには、大切な支援・サービスである。区内に事業所がないことも問題である。区としてビジョンを持って取り組んでもらいたい。</p>	<p>5期の利用実績が1人と低かった。個々の状況を見ながら、必要なサービスに繋げるよう努めたい。</p>
<p>2 自立生活援助について</p> <p>第5期計画では、6～7人の実績見込みでしたが、今期は2人となっています。先日の区民説明会では、「第5期までの実績に応じた見込み数を今期、設定したまで。自立生活援助に具体的な進行内容やビジョンをもっているわけではない。今後の状況を見て、判断する」という回答でした。策定している以上、積極的な事業展開を望みます。もとより、自立生活援助は、障害者の地域移行の要となるサービスとして新設されたものです。この事業を用いて一人でも多くの障害者が地域で暮らせるようになればいいと思います。</p>	<p>5期の利用実績が1人と低かった。個々の状況を見ながら、必要なサービスに繋げるよう努めたい。</p>

【4】計画相談支援について

ご意見等	区の見解
<p>1 計画相談支援について</p> <p>セルフプラン率が高く、計画相談支援事業所も増えない現状がある。財政的な担保をするべきではないのか。区独自の取組をしてもらいたい。</p>	<p>国の報酬改定検討では、計画相談の報酬が低いと指摘されていて、モニタリング月以外に一定の支援をした際における加算等の検討をしている。国の動向を踏まえ、対応していく。</p>
<p>2 計画相談について</p> <p>障害者では、セルフプラン率が3割、障害児では5割であり、依然として多くの区民に相談支援事業が行き渡らない状況があります。これはサービスの質が担保できていないということです。また、相談支援事業所は、経営的に厳しいと聞いています。ぜひ、江東区が相談支援事業所に財政的な手当てを行い、障害福祉サービスを利用するすべての区民が計画相談を受けられるようにしてほしいです。</p>	<p>国の報酬改定検討では、計画相談の報酬が低いと指摘されていて、モニタリング月の加算の検討をしている。国の動向を踏まえ、対応していく。</p>

【5】基幹相談支援センターについて

ご意見等	区の見解
<p>1 基幹相談支援センター等機能強化事業について</p> <p>基幹相談支援センターの設置について、全く進んでいない状況である。障害者支援課に保健師を配置して、機能強化を図っているとあるが、センター設置に向け、抜本的な取組をするべきでは。</p>	<p>基幹相談支援センターについては、令和5年度までに設置するよう取り組んでいく。機能・役割の検討について、団体、自立支援協議会などと協力して進めていきたい。</p>

ご意見等	区の見解
<p>2 基幹相談支援センターについて</p> <p>基幹相談支援センターの設置の検討が長くされてきていますがどうなっているのでしょうか。計画の素案では令和5年までに設置するということが、運営に関して、民間への委託だけではなく、江東区直営の部分もつくり、「現場をよく知る行政」となしてほしいです。</p>	<p>基幹相談支援センターについては、令和5年度までに設置するよう取り組んでいく。機能・役割の検討について、団体、自立支援協議会などと協力して進めていきたい。</p>

【6】入所施設整備について

ご意見等	区の見解
<p>1 入所施設について</p> <p>親として、令和5年度開設の入所施設に期待している。状況を教えてほしい。</p>	<p>区有地を活用し、民設民営、定員45名、令和4年度中に入所者募集となる見込であるが、詳細は未定である。</p>
<p>2 入所施設について</p> <p>当初、計画が出たときは定員は100名だったが、45名に減った理由は。45名では足りないと思うが、今後計画はないのか。</p>	<p>土地の規模や職員の確保などから定員45名とした。その他には入所施設の計画はないが、障害者の重度化・高齢化に対応する新たな類型である日中サービス支援型グループホームの整備や区外の施設で対応を図っていく。</p>
<p>3 入所施設について</p> <p>令和5年度開設の入所施設で、入所待機者はすべて受け入れることができるのか。</p>	<p>入所施設の定員以上の入所希望者がいることを把握しており、すべての受入れは難しく、また、今後大規模な入所施設は整備できない。入所希望者の受け皿として、日中サービス支援型グループホームを今後10年間で3施設整備し、対応していく。</p>

【7】コロナ禍における計画について

ご意見等	区の見解
<p>1 コロナ禍の就労移行について</p> <p>一般就労への移行の目標値について、コロナ禍の影響は考慮しないのか。 コロナにより離職した人のケアは行っているか。 引きこもっている人もいると思われる。</p>	<p>令和2年度前半の実績は下がっているが、夏以降戻ってきている。全体では元年度より若干下がるだろうと見込んでいる。また、令和3年3月から障害者雇用率が上がることも踏まえ、元年度並みの実績を見込みとしている。 離職者については、センターに登録があれば、支援を継続しフォローしている。今後も必要な支援を行っていく。</p>
<p>2 コロナ禍の対応について</p> <p>日中活動系サービスの確保策として、定員拡大を挙げているが、コロナ禍では定員を削減すべきではないか。定員拡大よりも、施設の増に取り組むべき。 家族が感染した場合の対応策も早急に取り組むべき。</p>	<p>コロナ禍にあつては定員拡大と感染防止策をバランスを取りながら対応していかなければならないと考えている。サービス量の確保のためには、既存の資源を活用していく視点も必要。 家族がり患し、障害者が取り残された場合の支援については検討しているが、施設の確保までには至っていない。当面は在宅ヘルパーの派遣で対応していく。</p>

【8】放課後等デイサービスについて

ご意見等	区の見解
<p>1 放課後等デイサービスの不足について</p> <p>放課後等デイサービスの2021年4月の募集は8～10名のみ、利用日数も週2・3日でフルタイムで働く保護者は、仕事を続けることができない。長期休暇中も週2・3日、16時までとなっている。民間の放課後等デイサービスは特別支援学校のこどもは預からないと言われた。児童数の増加と現状を鑑み、「サービス提供は充足」とするのではなく、「更なるサービスの提供が必要」として計画していただきたい。</p>	<p>実態を踏まえ、「充足」とした記載については、改める。必要なサービスが受けられるよう、確保に取り組んでいく。</p>
<p>2 放課後等デイサービスの不足について</p> <p>放課後等デイサービスは充足しているとあるが、現時点でも多くの保護者が空きを待っている。臨海部以外も施設は足りていない。通所受給者証の指標に該当する子どもを優先してほしい。</p>	<p>実態を踏まえ、「充足」とした記載については、改める。必要なサービスが受けられるよう、確保に取り組んでいく。</p>

ご意見等	区の見解
<p>3 放課後等デイサービスについて</p> <p>P69でサービス提供体制は充足しているとしているが、空きがあるところは少なく、希望しても行けない状況にある。保護者の現状認識とは違う。検討してほしい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大による放課後等デイサービスの受け入れ体制など状況の変化を踏まえ、修正を行う。</p>
<p>4 障害児のサービスについて</p> <p>放課後等デイサービスについては、保護者は1年以上前からその子の成長の度合いに合った施設を探しているが、入学後1年以上待機することも珍しくない。民間事業所では質的な面で不安のあるところもある。児童発達支援では、週1回を希望しても月2回とされ、サービス量が確保されていない。区立の江東区こども発達センターでは民間委託をしている事情からか、離職率が高く、労働環境が整備されていないように見受けられる。直営にする、または労働条件の監査の徹底を進めてほしい。</p>	<p>実態を把握し、必要なサービスが確保できるよう取り組んでいく。</p> <p>江東区こども発達センターについては、民間の専門性や能力を活用しサービス向上を図るために指定管理者制度を導入しており、直営にすることは難しい。指定管理者（運営法人）に対しては、労働法令を遵守し、適切な雇用・労働条件を確保するよう引き続き指導していくとともに、離職率が高い場合についてはその原因調査と対策の検討を求めていく。</p>
<p>5 放課後等デイサービスの利用日数について</p> <p>週5日利用できなければ、離職せざるを得ない。利用したい保護者が全員利用できるようであれば、「充足」とは言えない。</p>	<p>実態を把握し、必要なサービスを受けられるよう、確保に努めたい。</p>

【9】医療的ケア児、重症心身障害児について

ご意見等	区の見解
<p>1 医療的ケア児の把握について</p> <p>P69でサービス提供体制は充足しているとしているが、空きがあるところは少なく、探すのに苦労している。医ケアに対応しているところは何か所あるのか。医ケア児は何人いるか把握しているのか。</p>	<p>障害者実態調査結果をもとに「充足」としたが、説明会等で多くの意見をいただいている。実態を把握し、記載を改めたい。 医ケア児は18歳までで70名前後いる。 放課後等デイサービスの基本情報をまとめた冊子を作成し、HPに掲載する準備をしている。</p>
<p>2 医療的ケア児の放課後等デイサービスの確保について</p> <p>放課後等デイサービスは小学校から高校までの12年間が対象だが、定員はほとんどが10名のため、1度入ると空きはでない。軽度中度の障害児にはきつずクラブがあるが、医ケア児、重心には放課後等デイサービスしかない。受け皿をしっかりと作ってほしい。</p>	<p>実態を把握し、「充足」とした記載については改めたい。 定員は10名であっても定員より多く登録している実態があるが、コロナ対策のため、登録数を減らしている事業所もあり、厳しい状況は認識している。</p>
<p>3 医療的ケア児、重症心身障害児の推移について</p> <p>P7の障害者数の推移について、医ケア児、重心の人数を入れて、現状を示してほしい。</p>	<p>検討する。</p>
<p>4 医療的ケア児のニーズ把握について</p> <p>医ケア児のニーズ把握はどのように行っているのか。当事者としてヒアリングを受けていない。医療的ケア児支援関係機関連携会議に当事者を入れてほしい。中央区、葛飾区はメンバーに入っている。</p>	<p>医療的ケア児支援関係機関連携会議は、元年度まで在宅医療についての連携を主眼としてきたが、2年度より福祉ニーズでの課題や対応を検討するための会議としており、2年度は書面開催を予定している。当事者は入っていないが、医師や東部療育センター、訪問看護ステーション、ヘルパー事業所などが委員として入っており、現場にいる人がニーズを捉えている。また、国のニーズ調査を行っており、その結果も参考としたい。</p>

ご意見等	区の見解
<p>5 重症心身障害児の児童発達支援、放課後等デイサービスについて</p> <p>P69で発達障害の児童発達支援の確保について記載されているが、江東区に重心の児童発達支援を作ってほしい。現在は江戸川区に通っている。重心のレスパイトは東部療育センターでは足りない。</p> <p>重心の放課後等デイサービスはこびあクラブの5名のみで受け皿がない。都立支援学校が多いため、近くに引越してくる人もおり、日中のレスパイトとして必要。</p>	<p>現状の一つとして参考とする。</p>
<p>6 第2期障害児福祉計画について</p> <p>①重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の事業所名及び場所を教えてください</p> <p>②医療的ケア児を支援するための協議の場は設置済みとのことですが、いつ設置されたのでしょうか</p> <p>③協議の場の構成メンバーを教えてください</p> <p>④協議の場の設置要綱はありますか</p> <p>⑤協議の場での会議内容は、情報公開していますか</p> <p>⑥協議の場のこれまでの開催回数、これからの開催頻度を教えてください</p> <p>⑦医療的ケア児コーディネーターの職種を教えてください</p> <p>⑧⑦について、具体的にどのような活動をしていますか</p> <p>⑨医療的ケア児コーディネーターと区との連携を、今後どのように図っていくのか、具体的なプランを教えてください</p>	<p>①主に重症心身障害児を支援する事業所は、障害児保育園ヘレン東雲（児童発達支援・東雲2）、第2こびあクラブ（放課後デイ・亀戸6）、第3こびあクラブ（放課後デイ・枝川1）。詳細は区HPに一覧を掲載している。</p> <p>②平成30年度に設置した。</p> <p>③医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療機関職員、児童通所施設職員、居宅介護事業所職員、都立特別支援学校教員、行政職員（保健・障害・保育・教育）</p> <p>④設置要綱は制定していない。</p> <p>⑤区HP等での公開はしていない。</p> <p>⑥平成30年度2回、平成31年度1回、令和2年度は書面開催予定。</p> <p>⑦現在、江東区でのコーディネーターは全て相談支援専門員。</p> <p>⑧計画相談事業所で、障害福祉サービスの相談支援業務に従事している。</p> <p>⑨医療的ケア児の相談支援について連携して対応を行う。</p>
<p>7 医療的ケア児の現状把握について</p> <p>第2章障害者の現状に、医療的ケア児、重症心身障害児者の数、内容を記載してほしい。記載がないと区政、福祉に組み込まれないように思われる。</p>	<p>検討する。</p>
<p>8 医療的ケア児等に関するコーディネーターについて</p> <p>コーディネーターの配置について、保護者に周知、情報提供してほしい。</p>	<p>現在、区内では3名のコーディネーターが、3つの事業所に配置されており、問い合わせがあった際にお答えをしている。</p>

ご意見等	区の見解
<p>9 医療的ケア児の現状把握について</p> <p>P62医療的ケア児支援関係機関連携会議を活用し、医療的ケア児のニーズを把握するとあるが、保護者が連携会議のメンバーとして参加できる機会を作ってほしい。難しい場合は、ヒアリングを受ける機会を設けてほしい。</p>	<p>医療的ケア児支援関係機関連携会議でニーズ把握を行い、対応策検討に生かしていく。当会議は令和2年度に運営を見直したところであり、保護者の参加やヒアリングについては、今後の会議の中で検討していく。</p>
<p>10 重症心身障害児発達支援について</p> <p>医療的ケア児が増え続けているが、発達障害児、知的障害児のように選択できる社会的資源がない。重症心身障害児を保護者から分離させて預かる重症心身障害児発達支援施設を開設してほしい。同様に放課後は障害児と保護者が分離できるよう放課後等デイサービスで預かってほしい。利用できるサービスの選択肢が乏しい医療的ケア児、重症心身障害児の保護者にはレスパイト機能が必要。</p>	<p>医ケア児の現状の把握に努め、必要なサービスの確保方策等について検討する。</p>
<p>11 医療的ケア児が通えるデイサービスについて</p> <p>医ケア児が通えるデイサービス、放課後等デイサービスは来年1月に開設される1か所のみで、既に定員オーバーになっている。医ケア児は風邪でも命取りになるため、通常の幼稚園、保育園、放課後等デイサービスに通うことは不可能。医ケア児が安心して通えるデイサービス、放課後等デイサービスを設置してほしい。親の会が東京都へ提出した要望書では「支援学校と同じ敷地内に放課後等デイサービス開設希望」とした。医ケア児の実態を把握し、必要な施設開設に向けて動いてほしい。</p>	<p>医ケア児の現状の把握に努め、必要なサービスの確保方策について検討する。</p>